

保存樹制度の見直しの骨子（案）について

本市では「秋田市都市緑化の推進に関する条例」に基づき保存樹が約 2,000 本指定されているが、近年、「樹形を維持するための日常的な剪定費用が高い」「所有者が変わったときに、保存樹の意義があらたな所有者に理解されない」などの課題が指摘されています。

また、専門部会からは「本当に大事な樹木については別の制度を設けて手厚く守っていく」「保存樹について市はどこまで関与すべきか」などの意見を受けています。

こうしたことから、今回、保存樹の現状調査や所有者の意向調査を基に、同制度を見直し骨子をまとめたものです。

1 現状

現在、保存樹の指定状況は 196 箇所、1,967 本が指定されていて、民間の所有は 170 箇所、1,646 本で、民間の所有分について、課題が指摘されている。

- (1) 行政の所有する保存樹 321 本 26 件
- ・市所有 296 本 21 件
 - ・県所有 25 本 5 件
- (2) 民間が所有する保存樹 1,646 本 170 件

本数別分類			種類別分類		所有者別分類		
本数	件数	本数	種類	本数	所有	件数	本数
1本	135	135	クロマツ	220	個人	89	657
2本	11	22	ケヤキ	152	神社寺	60	610
3以上	9	52	イチョウ	18	会社	2	2
並木	9	196	スギ	190	部落	19	377
樹林	4	821	モミ	20			
ツバキ	2	420	タケ	500			
			ツバキ	422			
			その他	124			
計	170	1,646	計	1,646	計	170	1,646

2 民間所有者の意向調査結果

(1) 樹木の状態

樹木の状態では、約 3 割が「健全で問題ない」となっています。それ以外の内容は、通常管理で対応できる「枝葉が繁茂している」が約 2 割、樹木の樹勢と形態に影響がありそうな「枝が折れている」が約 2 割と「大きな枯れがある」が約 1 割となっています。その原因については多い順から「樹木の枯れ等」「強風」「雪害」「病虫害」となっています。

(2) 所有者の状況

所有者の状況ですが、約 6 割が「変更になっていない」約 3 割が「変更になっている」であり、残り約 1 割が「無回答」です。変更の理由としては、「代表者の変更」「所有者の相続、売買等」が約 5 割ずつとなっています。現在の所有者について、「指定当時から管理している」方が約 4 割、「相続して管理している」方が約 3 割、「代表者変更により管理している」方が約 2 割となっています。

所有者の年代については、50代以上が大半を占めていることから所有者の高齢化が見受けられます。

(3) 樹木の貴重性

樹木の貴重性については、貴重であると約8割の所有者が考えており、樹木の貴重性を認識しています。また、誰にとって貴重なのかの問いに対しては、「秋田市」「人類」「個人的」が上位3位を占めており、この結果から公的にも、個人的な面でも樹木が大切であると考えられています。

(4) 指定されていることについて

樹木が指定されていることについての質問では、「よかった」「ややよかった」をあわせた、約6割が「よかった」と返答していることから、樹木に対する思い入れや、愛着があることが推測されます。また、約3割の「どちらともいえない」との回答は、良い面悪い面の一長一短があることが考えられます。なお、悪かったと返答した人は1人しかいませんでした。また、保存樹の意義、主旨については、約7割の所有者が理解していると答えています。

(5) 今後の管理について

樹木を今後も管理出来るのかとの問いについては、約6割が「管理出来る」、約3割が「管理が困難である」と返答している。困難な理由としては、「樹木の管理責任」と「経済的理由」、「年齢（高齢）」も理由にあがっています。

(6) 日常管理について

日常管理で行っていることとしては、「清掃、剪定、薬剤散布」が多いですが、約1割の所有者は日常管理を「行っていない」と回答しています。日常管理を行っている所有者の管理の回数としては、「年1～3回」「週1回」が多数を占めています。中には「毎日、毎日（落ち葉の時期）」行っている方もいます。管理作業については「自分で行っている」が約5割、「近隣住民の協力を得ながら行っている」が約3割です。残りの2割は「業者に依頼して行っている」となっています。業者に依頼した場合は所有者に自分で行うよりも多くの金銭的な費用負担がかかることとなります。年間の費用負担は、「5,000円～50,000円」で管理している所有者が多くなっていますが、指定された樹木の樹種等により状況が違ってきます。日常管理の状況では約6割が「適切な管理を行っている」と答えています。約3割が「管理不足と感じている」となっています。

(7) 所有者が感じる近隣住民

近隣住民の約7割が樹木を保存樹であると認識しており、約6割の近隣住民が保存樹の趣旨を理解していると所有者が感じています。住民からの苦情は「ない」が約7割と「ある」の2割より多くなっています。苦情の内容については、樹木の生命活動、生理現象である「落ち葉、枯れ枝、枝落下の不安」の苦情が多くなっています。このことから、保存樹の趣旨を理解はしているが、直接自分の生活に関わってくる落ち葉などに苦情を申し出る住民が出てきています。それでも約1割の近隣住民は協力的ではありませんが、それを上回る約4割の近隣住民は管理に協力的であります。所有者が近隣住民より協力を得るために約4割の所有者が「秋田市からのPRなど協力」が必要であると考えています。

3 市街地にあり、これまで相談やトラブルがあった本数と主な内容

(1) これまで相談のあった本数と主な相談内容 23本(1.4%)

- ・ 剪定の相談、相続のため指定解除、土地売却のための指定解除、寺移設のための指定解除、枝枯れ部分の除去依頼、樹木の状態の相談、枝落下の相談、樹木が腐ってきたとの相談

(2) これまで周辺から苦情のあった本数と主な内容 6本(0.3%)

- ・ 落ち葉や枯れ枝の苦情、枝折れの苦情、通行の支障
- (3) 今回の調査から、今後相談苦情の想定される本数 20本(1.2%)
- ・ 枝葉が繁茂して県道の方へ出てきている。
 - ・ 電線に枝がかぶさるように伸びていて、問題ではないかと心配しています。また、老木なので元気がなく、枝折れが多い。

4 市の対応の現状

(1) 緊急の対応が必要な場合の市の対応(所有者以外に影響がある場合)

所有者より相談や連絡があった場合、所有者管理が原則であるが、安全安心の観点から、速やかに枝払いや伐採するよう指導する。

- | | |
|-----------|---|
| 建物に影響する場合 | 隣接者の建物に影響がある場合、隣接者分の対応は、状況によっては対応可。(自己所有の建物は不可) |
| 人に影響がある場合 | 道路に飛び出しているなど第三者に影響する場合、当該道路分は対応可。(神社敷地内などでは不可) |

(2) これまでの市からの支援策

- ・ 指定された保存樹に市で標識を設置。
- ・ 危害が及ぼす場合の緊急対応への相談。
- ・ マツクイムシの防除。
- ・ 保存樹保険への加入。
- ・ 保存樹の樹木診断。

5 部会において残されていた課題

(1) 保存樹の管理を市はどこまで関与すべきか。

(基本的考え方)

- (2) 現行制度より市が踏み込む場合、保存樹を特別なものとそれ以外に区分して対応することでよいか。
- (3) 所有者等への情報提供や助言といった支援策の具体的な内容、実施方法。
(支援策の持続可能性への配慮)
- (4) 指定・解除の申し出者の資格要件を所有者、占有者に限定するには、条例の改正が必要。

6 保存樹制度見直しの検討内容

調査結果から、約6割が樹木の状態について「枝葉が繁茂している。」「枝が折れている。」などの問題があることが判明したため、現状のまま維持管理が行われるならば、市街地の保存樹はますます荒廃化していくことが予想される。また、保存樹として市が指定してきた経緯や調査結果から約8割の所有者が「貴重」と考えており、即座に指定本数を減らすことは難しい。その一方で、民間が所有する保存樹は1,646本と本数が多いものの、箇所数で見るとそれほど多くない(170箇所)ことから、現存する保存樹は市民共有の財産として守っていくことを前提として見直しを検討する。

(1) 保存樹所有者の理解の促進。

- ・ 日常管理の手引きの作成。(単本用や樹林用別の管理の仕方の検討会)
- ・ 保存樹通信の発信。(アンケート結果など)
- ・ 樹木診断を通じての意見交換や現地検討会の開催。
- ・ 維持管理等について町内会等から推薦のあった場合、秋田市緑化推進委員会での表彰。

(2) 保存樹の周知の促進

除雪ボランティアのように地域一帯の取組とすることは、人の生死に関わることから理解を得やすいが、保存樹の管理については、町内等に関心を持ってもらうとしても限度があるため興味をもってもらうための検討必要。

- ・ 保存樹マップの作成。
- ・ 保存樹を広報あきたなどで紹介。(個人情報)
- ・ 保存樹を見て歩く会の開催。
- ・ 樹木の好きな人たちを広報などで募集し、意見を聞くなど活躍の場をつくる。

(3) 支援策の充実(助成候補は 市が見て歩き探す、申し出による場合など) 日常管理については、これまでどおり所有者が行う。

○調査結果から、高齢の所有者が多く適切な管理が困難になりつつあるものの、年齢や収入額の違いで、支援内容に差をつけることは制度として難しいと考えられる。このため、保存樹として予防修繕的な内容について助成することとし、具体策を検討。(剪定、土壌改良、看板設置、保存樹を活かして周辺整備への支援策など)

- ・ すべての保存樹に助成することは予算の制約から困難なので、納税者・市民の納得できるものに限り助成するものとし、持続可能な制度とする。
- ・ 助成は、10年に1回位のペースとし、助成することで安全・安心が図られると思われるものに限定する。
- ・ 個人の財産であり、助成を受けグレードアップを図ることは目的外であるが、公共性を持つような内容の場合は、支援内容に幅をもたせる。
- ・ 「緑のまちづくり活動支援基金」から助成するとすれば、市民共有の財産として保存樹を保全するという観点から、基金への寄付を募っていくようにする。
- ・ 民間が所有する保存樹は1,646本と本数自体は多いのであるが、件数で見ると170件であり、その内、支援が必要な件数は20件程度かと思われる。

7 見直しの方針

民間所有の保存樹への新たな支援策の方針(案)

(1)「樹木管理の手引き」などを通じて、所有者との情報交換会を実施する。また、年次計画により、保存樹の樹木診断を実施し、所有者と維持管理等について意見交換等を行い、管理への啓発を図る。

また、市民共有の財産として位置づけている保存樹について、優良な維持管理をしている場合は、秋田市緑化推進委員会での表彰。

(2)保存樹マップや、広報などで保存樹を紹介する。

また、落ち葉等や保全について、所有者との連携のもと協力を得られる保存樹サポーターの発掘を図る。

(3)管理は所有者が行うのが原則であるが、保存樹としての形態を維持するための予防的な修繕事業について「緑のまちづくり活動支援基金」より、助成を行うよう基金を拡充。参考：費用の1/2(上限30万円)

8 効果

保存樹として指定している歴史のある樹木、美観上優れた又は貴重な樹木について、市が支援体制を明示することで、所有者と市が一体となり、都市の緑の維持が図られる。